

次に、議席14番、齊藤政雄君。

〔14番 齊藤政雄君登壇〕

○14番（齊藤政雄君） 議長のお許しを得ましたので、一般質問をしたいと思います。まず、私は2点項目について一応出しております。教育長の見解を聞きたいなという形を本題とすると思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

野村町長の2期目、18年度の予算審議が終わり、安心、安全、平等の政策が始まり、4年間にさらなる野村色である子育て支援事業が境町一般、特に子供を持つ女性、また親子にさらなる浸透をすることを願う一人でもあります。しかし、今回のアスベストの件、地方債の件についても考えられるように、基本的には納税者に対し十分な説明を行い、理解を求めるのが常識と私は思うのでありますけれども、同じ選挙をし、多いにしろ、少ないにしろ、住民の代表者と思うからであります。「子供を産める村の奇跡」ということで長野県下條村の報道等を見ますと、伊藤村長においては、「私の公約は、村の若者をふやして人口増にすることだった。そうしないと村の未来がない」ということで、またいろいろな女性の声という形の中で、「子供は欲しいけれども、仕事は続けたい」、「1人なら可能だけれども、さすがに2人目になると経済的に難しい」、「今のまま夫婦2人で優雅に暮らしていきたい。子育てで忙殺されるのは嫌」と、こういった声がある中で、下條村においては政策の目玉が中学校まで医療費無料化だそうです。精神的な安心感が大切だそうです。確かに小さな子供たちだと病気になりやすいし、小学6年生までは結構医療費がかかるそうでありまして。しかし、中学校だとクラブ活動で突き指をしたり捻挫した程度になるそうでありまして。実質的に中学校になると額は少ないそうですが、義務教育の医療費は全部ただという、やっぱり安心感が違うということでありまして。

これは新聞のコラムでありますけれども、「女の気持ち」という形の中で、2人の子供が小学生になり、私自身も40歳間近。「もう一人子供が欲しいね」と夫とよく話すけれども、いつも結局「やめておこう」となる。子供たちが通った、これは横浜市の、いわゆる女の気持ち、私の理由という形の中のコラムでありますけれども、横浜市の市立保育園は近々民営化されてしまう。民営化された保育所から民営化の惨状が漏れて聞こえてくる中、とてもじゃないが我が子を預ける気にはなれない。他の公立はいつ民営化されるかわからないし、私立保育所の質はまちまちで不安がぬぐえない。たとえ保育所はいいところが見つかったとしても、学童保育はこの先大丈夫かしらと。横浜市は、学童保育を委託事業から補助事業にしてしまった。これは「いつでも予算を切れるようにしました」と言っているのと一緒だそうです。でも、私が仕事をやめたら夫1人の収入で子供3人の教育費は賄えない。公立中学校の先生が「勉強は塾でしてください」と公言してはばからない横浜市でとても塾なしでは子供は考えるそうでありまして。かわいい赤ちゃんをこの胸に抱きたいという希望は、横浜市の市政に奪われてしまっている。エンゼルプランとか少子化対策とか、お題目は立派ですけれども、子供を取り巻く環境は悪化する一方。安心して子供を産み育てられる環境が行政によって破壊されることが私にとって3人目を産まない最大の理由だ。これはコラムであります。野村町長にも、安心、安全、平等もいいけれども、2期目、野村康雄を選んでよかったという多くの町民の声が聞こえるよう今後に期待をします。

では、一般質問の方の項目に入ります。静、猿島小低学年の子供たちのバス利用を53年、55年

の分校統合によりであるけれども、バス利用をしております。現在全国的に小学生が犠牲になるという痛ましい事件が多発している現在でありますけれども、小学生を持つ親としていろんな悩みを持っていると思います。特に学校関係、PTA関係、立場立場で大変だと思います。バス利用が、先ほど言いましたように53年から始まって現在平成18年度であります。安心、安全、平等の野村町長2期目に入りましたので、小学生の低学年のバス、全体的な利用を考える適当な時期と思いますが、これ現場の人の声という形の中で、私は教育長として現場に携わっている関係としてどう考えておられるか、お聞きしたいなと思っております。

森戸小を例にとりますと、伏木北部の子供たちは、宮沢賢治ではありませんけれども、雨の日も風の日も、また台風のときも雪の日ときも5キロ以上を毎日のように県道、国道を横断し、そして桐ヶ作の子供たちは、田園の中を4キロも歩きながら学校に通っている状態です。こういったことを考えると、やはり子育て支援事業の中の一つには考えられないといえ考えられませんけれども、やはり子供たちの平等とか安心等を考えると、こういった時期にも来ているのかなと思うわけであります。もちろん町も安全策として、シルバーに17年度においては250万以上支払ってパトロールもしているそうであります。また、低学年を持つ親の気持ちは、安心感というより安堵感、今の境町においてははないのかなと思っております。最低でも小学1、2年生のときぐらい何らかの政策というものを欲しいと願望している親は多いのではなからうかなと思っておりますので、低学年のバス利用についての考え方をお聞きしたいなと思っております。

次に、ふれあいの里幼稚園についてでありますけれども、これももちろん先ほど言いましたように教育長に見解について質問をしたいと思っております。ふれあいの里幼稚園の現在の人数は64名と聞いております。19年度の子供たちを対象としますと、森戸小は37名中、今森戸小から通っているのが、ふれあいの里4人いたそうです。静が23に対して4、猿島が22に対して7、長田が66に対して21、境が103に対して28、少しは考え方が違いますから人数的にはあれですけども、また野村町長になって13年から18年の人数見ますと、13年が72名、94名、67名、72名、17年度が今の64名、そして18年度が今68名という、こんな状態だそうであります。ふれあいの里幼稚園になる前は、学校長が園長代理をしていましたけれども、現在の園長をやっている役割というのは、こういったことをしているのかなと思っております。現在町の幼稚園状態が指導者というか先生不足との状態とも聞いておりますけれども、やはりふれあいの里幼稚園に預けたいという、先ほど言いました安心感を持たれるべきではないかなと思っておりますけれども、そういった点についての教育長の見解でいいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、地方債について、これは新たな町の借金と考えてもいいのでしょうか。先日、議会の方に部長の説明来たものを要約しますと、いずみ保育園で園舎増改築の国庫補助金申請が昨年1月にされ、先月、国からの許可がおりたことにより、町として補助金を支出する方向で予定している。過去の例として、はなぶさ保育園の園舎増改築のときに国庫補助金の2分の1、県補助金4分の1、町から500万円の補助をした経緯がある。しかしながら、平成17年度から補助金制度の改革により、県補助金制度が廃止となり、今回のいずみ保育園の増改築には県の補助金が措置されないことになる。町として、他市町村でこれまでの県補助金を肩がわりして補助している状況もあり、また、はなぶさ保育園との権衡を図るために、今回いずみ保育園園舎増改築事業、1億

3,000万円相当のうち、これまで県の補助してきた4分の1、3,000万円相当を補助する予定であると、こういった報告を町の我々議会の方にされました。その報告から私は、一つ、平成17年度から県補助金制度が変わった。二つ、他町村も補助しているから。三つ、はなぶさ保育園との関連からと、この3点に疑問点というより、ちょっとおかしいかなという感じを気づきました。担当課に、私とすれば「だからどうなのですか」と質問したいぐらいでございます。

町長の行政報告に、第四次境町行政改革大綱に基づき、平成18年度境町行政改革実施計画を策定し、さらなる経費削減に取り組んでいるところであります。具体的には、去る4月末に各課における取り組み状況を把握するためのヒアリング調査を行い、今後の取り組みの課題等について調整を行ってまいりました。また、平成18年度境町行政改革実施計画の取りまとめにつきまして、おおむね7月末までには行政改革推進本部において総括を行い、課題、今後の取り組み等の調査、分析を詳細にわたって実施していく予定になっております。なお、総務省から示されました地方公共団体における行政改革推進のための新たな指針に基づく平成17年度から、こういった報告がされております。今後とも、これらの計画につきましては、全職員一丸となり、さらなる創意工夫を重ね、課の統廃合、行政内部の徹底したスリム化を図るなどの課題に取り組んでまいりたいと考えております。また、境町民営化検討委員会につきましては、去る6月に第2回の調査を委員会開催し、保育園、幼稚園、給食センターの民営化について具体的な検討をしていただいておりますというご報告がありました。町長の行政報告であります。やはり基本的に、先ほども言いましたように、納税者に対して十分な説明を行い、理解を求め、これが担当課として常識はずれに見えるのだが、これは私だけの感覚でしょうかと私は思っております。

次に、第2点といたしまして、2期目の今後の考え方として質問いたしたいと思っております。木村議員が質問をいたしました開発公社、境土地開発公社に、特に境土地開発公社の物件についてお伺いをしたいなと思っております。昨日の町長の発言のとおり、合併できたならどうにかなったものと。しかし、できなかったことなので、しかし1期目のときは引き継いだものと私も理解します。しかし、2期目となりますと、野村町長自身の境土地開発公社、開発公社もそうでありましょうけれども、自分自身の物件と私なりに判断をするわけでありまして。特に私が今回町長に聞きたいなと思っておりますのは、町営駐車場の看板を持っている、町内にある土地の物件、やはりこれは町長よく言うように、ほうっておくと今度は金利が上がると。金利が上がるから何とかしなくてはならないのだという形をよく言いますが、やはりこの物件が一番いい例ではなからうかなと思っております。どうか一日も早く一つ一つ対処すべきと思うが、町長自身の考え方をお聞きしたいなと思っております。

地方債にしても、借金をつくることは、合併しなかった町としては行革を幾らしても、スリム化しても、この辺のところの考え方についても地方債についてどういう考え、借金をつくることだと思っておりますので、合併しなかったからというわけではありませんけれども、地方債についても町長の考え方を聞きたいなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

次に、合併については町長の任期中、つまり4年間のうちに方向づけはあるのでしょうか。やはり財政なり行政改革等をもって境町をどのように変えていくのか、町長の考え方を新たに聞きたいなと思っております。

最後になりますけれども、新聞で、境町の出来事を私は新聞で知るよりも、ある程度議会の方に知らせてもらって、それでこういうことがあったのだというのが私は一番いいことではなからうかなと思いますので、今回は質問の中に入れてさせていただきましたけれども、やはり新聞紙上で我々議員が知るよりは、また町民の皆さんが知るよりも、やはり先ほど言いましたように、我々も住民の代表でありますので、住民の皆さんから、こういうことはどうなのですかと聞かれるよりは、こういうことがあって私たちは説明を受けておりますと、そんな状態の方が一番いいのかなと思っていますので、先ほども言いましたように、新聞紙上6月7日に出るような、またアスベストも同じような新聞紙上ですっぱ抜かれるような、今後もこんな状態が境町においては続くのでしょうかという感じでありますので、その点についても今後の考え方としてお聞きしたいなと思っております。

以上で第1回目終わります。

○議長（齊藤政一君） 質問の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時00分

---

再開 午前11時10分

○議長（齊藤政一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの齊藤政雄議員の質問に対する答弁を求めます。

町長、野村康雄君。

〔町長 野村康雄君登壇〕

○町長（野村康雄君） 齊藤議員さんのご質問にお答えをいたします。担当課で答弁書をいっぱい書いておいてくれたのですが、今の質問を聞いてみると、どうやらこれを読んでもなかなかご理解をいただけるような内容と全く違ってまいりますので、私なりに今聞いた中で答弁をさせていただきますと存じます。

前段は、齊藤議員さんおっしゃる趣旨よくわかります。安心、安全のまちづくりに向けて2期目、一生懸命頑張れと、こういうふうを受けとめさせていただいております。議員さんにもひとつ今後ともよろしくご協力をお願いを申し上げたいと存じます。

質問の本題であります1からトータルいたしまして9項目にわたっております。私なりの考え方を述べさせていただきますと思います。猿島小、静小、この低学年のバスでありますけれども、これにつきましては、静小学校にはたしか志島の分校というのがございました。猿島小学校にも内門と浦向に小学校の分校が昔ございました。これらを廃止するときの条件といたしまして、低学年の人を送迎するという、こういう、なぜかといいますと、分校があったということは、非常に学校に通う範囲にないという形の中で昔分校ができたのではないかと思います。そういう中で、志島、稲尾、さらには金岡、浦向ですか、そちらからは非常に距離の関係でバスが運行されております。これは小学校3年生までだったと思いますけれども、児童数でいきますと金岡・浦向地区学童児童が30名、喜五郎・七軒・山崎ですか、山崎・井草地区で、内門分校の跡が25名、これにバス1台ずつ出ております。静小学校では稲尾・志島で18名の学童がおりまして、計3台のバスを幼稚園バスと一緒に運行の委託を行っております。委託先につきましては、境交通有限会社

代表中村義男さんのところで、これは幼稚園の送迎と学童保育の送迎と、今の低学年の送迎を一括してやっていただいているわけであります。そういうことで、当時バスを運行させる経緯がございました。近隣市町村でもたしか岩井市あたりで分校廃止したことに伴ってのバスの運行はやっているかと思えますけれども、低学年全体の運行というのはやっていないことと、このように思いますし、ほとんどバスで全部運行して送り迎えしている学校というのは、私立、東京でも多分ないと思うのですけれども、まずないと思います。全国でほとんど。これ調査したわけではありませぬけれども。

そういう中で、低学年をバスで運行したらどうかというご指摘でありますけれども、実は伏木北部の行政懇談会を私やりまして、当時30人ぐらい出席していただきました。そこで、1人の方が物すごくバスを出せということで強い主張をいただいたのです。その中で、全体的な協議みたいな形になってしまいまして、最終的にその結論は、やはり地域の人たちが一緒に学校に行くことも、学校に歩いていくことも体力づくりですし、その往復のコミュニケーションもすごく大事なことなのだという、最終的にはそういう結論に至りまして、そういう伏木北部の集会の中ではそういう経緯になったことが、これは木村議員さん、たしか一緒にいたと思えますけれども、そういう経過がございます。伏木北部と多分、森戸ですと桐ヶ作がちょっと遠いものですから、一部にバスを運行してほしいという声があることは事実でございますけれども、そういうものを含めると、私も学校時代、小学校時代、皆さんもそうだと思いますけれども、学校の往復というのは非常に大きな社会勉強の一つになります。きのうもある団体の方と話したのですが、ボランティアって何でしょうと言うから、学校の行き帰りでも、あるいはお母さん方が歩いているときにでも空き缶落ちていたら一つ拾う、これはもう立派なボランティアではないでしょうかということで、ボランティアの原点の話をちょっとしたのですけれども、そういう意味合いにおいても、私はやっぱり、交通事故も避けられなくなってしまうのではないかと思いますので、学校の往復までバスで全部やってしまったら。そういうものを踏まえますと、多少のリスクはあったとしても、これは学校はやっぱり低学年、高学年、そういう人たちの、あるいは先輩、後輩の関係とか、いろんな人間関係を含めて、私はやはりバスの送迎というのはできるだけ避けるべきではないかと、このように思っております。これが私の基本的な考え方でありますから、全体のバスの送迎というのは当面、費用とか云々でなくて、考えておりませんので、よろしくご理解をいただきたいと存じます。

2点目、ふれあいの里幼稚園の件につきましては、これは園長の問題でありますけれども、実はこれ一昨年でしょうか、私、教育長に言いまして、公民館と兼務でやらせたらどうかとか、教育委員が兼務でできないのかという話をさせていただきました。ただ、基本的に文部科学省の指導で、幼稚園は園長を置かなければいけないということになっております。廃止することはできません。これは文部科学省の指導要綱であります。そして、教育委員は兼務ができないことになっております、兼業禁止で。そうしますと、当然何らかの形で置くわけですが、実は今公民館の館長と兼務にはなっていないですか、廃止したのですね、公民館と一緒に兼務したらどうかということで一時考えたのですけれども、やっぱり幼稚園の幼児教育という観点からいくと、教育長なんかは困るということで、今園長さんを置かせていただいております。先般、園長さん

から、費用が大変だったら私の費用を削っていただいても結構ですという、こういう申し出も受けております。そういう観点からも、やっぱり幼児教育の観点からは、園長さんは必要であるということでもありますので、その点はぜひともご理解をいただきたいと存じます。

それと、地方債の件でありますけれども、これは恐らく先ほどの趣旨ですと、今度のいずみ保育園に関する地方債のことかと思えます。下では全体的なことが、こちらで全体的な件については述べさせていただきますが、いずみ保育園の地方債につきましては、これは実を申しますと、先ほど議員ご指摘のとおり、以前は国で保育園の事業には2分の1の補助がありました。県から4分の1の補助がありました。そしてさらに、8分の1を市町村ができれば補助してほしいという、こういう国、県からの要綱といいますか、要望みたいな形のは出ておりました。ただ、はなぶさ保育園のときに8分の1という金額は丸々出すことも、皆さんもご存じのとおり、ちょっと厳しい状況だったものですから、500万で勘弁していただいたというのが、私としてはもうちょっと、保育事業でありますから出したかったのですけれども、そういう経緯がございます。17年度から制度が変わりまして、国で2分の1、4分の1を市町村に、そして4分の1を法人に、事業法人にと、こういうふうな指導要綱みたいなものが実際国、県から流れております。県の補助金が出せなくなったということがあります。それが公立の場合ですと、国が2分の1、残り2分の1を県と市町村でという形になっているのですけれども、私立の場合ですと国が2分の1、残りの4分の1を市町村で、残りの4分の1を事業法人がという負担の割合の文書が正式に私どもにも県からも来ております。

それと、これはおかしいのではないかと私どもも思いますけれども、国の方では、昨年度はそれに対して市町村の負担が大きくなりますから、いわゆる起債を認めましょうと。それらに対しては後ほど交付税の措置もしましょうと、そういうことで地方の市町村に出しなさいよというふうな指導みたいな形で流れているわけであります。これは法人の方も、うちの方の担当者も県の方で説明会をやったときにも、そのような話がされたということで、実はいずみ保育園の園長さんと私どもの担当部課長と係が私の方に来ました。私は、いずみ保育園の園長さんには、境町としては当面国の2分の1、そして4分の1を市町村が負担するということでありますが、国、県との制度、そういうものをもうちょっと研究させていただきたいので、とりあえず500万でご勘弁をいただきたいと言って、そのとき正直行って帰っていただきました。その後、担当者によく打ち合わせをしてみましたら、国からももうそういう要望が出て、国としては、いわゆる財源の予定まで市町村に対してしているわけだというふうな言い回しの発言もあったというふうな話を、回り回って聞いております。県の方としては、もう市町村ではこれは強制ではないが、このように決まりましたということで、国が2分の1、市町村が4分の1、法人が4分の1とかというのを文書で出しておいてあります。そうしますと、これ当然どこの市町村でも今まで出さなかったところでも考え直さなければいけないという時期でありまして、国も県も子育て支援策と言っておられますけれども、県の方が財政的に厳しいので出せなくなったというのが本当だと思うのですけれども、そういう方向性がしっかりと県の指導で打ち出されています。文書を見ますと、私どもがよく吟味して読みますと、出したくなければ出さなくてもいいですよと。ただし、こういうことでどこもやりますよと言わんばかりの文書で、今言った2分の1、4分の1というのが出

てしまっているのです。

ちなみに、今回たしか十数カ所ありましたでしょうか、16の私立から補助金の申請が国に出されています。ことしその13カ所許可になったところで各市町村全部調査をさせていただきましたら、今まで1,000万しか出さなかったとか、うちの方みたいに500万しか出さなかったというところもすべて4分の1を各市町村とも出す方向づけが決定しているという話を伺いました。ちなみにこの近くですと隣の坂東市、これも補助は2,000万の予定だったのですが、やはり4分の1に切りかえる。隣の八千代町、これも4分の1を補助すると。子育て支援の観点から、これから民間に保育所は委託してでもやっていただこうという時代の中に、やはり私はいずみ保育園の園長さんとお話をしたのですね、園長さんは、私は社会のために貢献したいと。町のために一生懸命子育て支援をしていきたいと。そのために保育所をやっていきたいと、こういう話を聞きますと、やはり財源をどうするかという問題になったときに、今国で支援するという財源は起債を認めますよというだけなのです。一般財源で出せないでしょうから、悪く言えば借金ですね、借金をして20年払いでそういう補助を出しなさいというふうな方向づけだと理解をいたしまして、今回の起債をさせていただくことになりました。国から来る補助金も1回町へ全部入ります。そこで町の補助金を含めて保育所に出すわけなのですけれども、そういう形の中では、やはり私は境町としても当然出すべきであろうという判断をさせていただきました。

その件では、部長にも話は私させていただいたのですが、当時のはなぶさ保育園との関連、そういうものを含めるとなかなか一般の方にご理解をいただくのには、これは話をこういうふうにもじって話をすれば、どういうふうにもつく話なのです。例えば、そこまで話す必要もないと思いますけれども、さらに4分の1のほかに500万出してもいいのではないかとということになります。片方からいけば4分の1、町で今度出すのだったら前の4分の1町で出してくれればいいのではないかと、こういう理論が成り立ちますので、いろいろ問題あるかと思えますけれども、保育所、当人から出てくる話では絶対私はない。そんな考えの人が保育所の運営ができるわけがないと思っていますから、そういう話は出てこないと思いますけれども、話のつけようではそういう理論が成り立つということでもありますから、議会に話すときは誤解のないように十分理解してもらおうということ、部長にも町長室でお話しした経緯がございますが、多分部長も4月からなって、まだ保育所とか、そういう子育て支援とか福祉とかということになりますと、まだ十分理解はできていないという意味からも、議員さんに対する説明不足があったのではないかと、ただいまの齊藤議員さんのお話を聞いてそう思いました。皆さんにはぜひご理解をいただきたいと。今回に議案が提案されております。これがちゃんとご理解をいただけないと、いずみさんに出すわけにもいきませんので、その点は皆さんぜひご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

それと、土地開発公社、これは正直言って、実際は私が町長になったときはもう土地開発公社という形では、岩井と猿島と五霞ですか、境と4町で運営をしておりました。これは合併の件に伴ったときに、境がたまたま土地の在庫を非常に抱えておりましたので、ほかは解散ということになりました。そういう意味で、境町は今土地公社として残っております。しかし、これらは一つ一つ解決していく。先般も申し上げましたが、まず区画整理事業の解決、そして開発公社、土

地公社というものを段階的に解決していきたいと思っております。それも含めてJ T跡地の土地も全く同じであります。借金と土地が残っております。こういうものをやっぱりきちっと整理していかないと、どんどんそういうものがふえていくのは非常に困るわけでありまして、現実的にその後の土地でのふえているものは一切ないわけでありましてけれども、そういうものを踏まえますとJ T跡地の開発、さらには土地公社、その一部ででも少しずつ充てながら、これは短期間に5億も6億も返済するわけにはいきませんので、少しずつやっぱり整備をしていきたい、報告づけとしては。これはやむを得ないと思えます。長年の歴史の中の積み重ねであります。いい時代もありました。悪い時代もあって当然でありますから、たまたま今その悪い時代に突入といえますか、時期に当たっていると、土地に関しては。そういう時代にこれを処分するという一番、場合によっては最悪の場合もあります。でも、株価でも土地でもそうですけれども、簡単に言えば安いとき買って高いとき売るのが一番いいわけですから、高いとき買ったやつを最低の価格のときに売るといのはマイナスにもつながってきます。そういうものを踏まえながら、これらは逐次、5年から10年多分かかると思えます、これ全部整理していくのには。そういう形の中で整理をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思えます。

それと、地方債でありますけれども、地方債即借金という考え方が誤解される方いらっしゃいますけれども、例えばことしも一中に関しては地方債を発行しております。これは教育債と申しまして、合併のとき合併特例債というのがありましたけれども、全くあれと同じ形でありまして、教育債の場合は借金といえますか、お金がありませんから、学校を建てるのに自己資金と国の補助金と借入金で残りを賄います。これについては、後日交付税の算定基準という中で国から交付税として来るわけです。お金は一遍に国も出せませんから借金をしてやりなさいと。建物ですから。その分に対しては70%に関しては後ほど国から交付税として来る制度になっております。ですから、実質的な借り入れというのは30%であります。そういうものも含めて地方債は発行されております。それと、前にも申し上げましたが、ここ5年間税収が落ち込んで、国が交付税の大幅減額をしてきております。それにかわるものとして、後ほど全額交付税の算定に入れますから、このお金は借りなさいということで減税補てん債とか、あるいは臨時財政特例債というのがあります。これを発行しております。これは予算を組む時点で国や県から、これだけ発行していいですよという許可が来るわけです。その分に対して起債を起しております。ですから、純粋な借金は何かといえますと、例えばこの役場を建てた、これは交付税の算定もありませんし、これは借金という形といえれば借金、ただ借金という言葉が悪いです。住宅ローンと思っていただきたい。皆さんの住む家でも全部現金で建てる人は少ないと思えますから、そのうちの何割かは住宅ローンをかけて払っていく。これずっと時代を超えて使っていくわけですから、全然不思議なことでも何でもありません。終わったときには財産になるわけですから、これも借金という考え方は私はいかかなものかと、このように思っております。私は借金というのは、一つの財産であるとも考えております。ただ、これが余り多くなると破産をしてしまいますので、その限度をいかにして守ってやっていくかということが一番大切なことであろうと、このように考えております。

最後のアスベストの件、6月7日付の新聞の件、これについて回答を申し上げたいと存じます。アスベストの件につきましては、前にも申し上げましたけれども、私が報告を受けたのは2月の

28日であります。ただ、そういうおそれがあると。入っていたというおそれがあるということで報告を受けました。ただ、そういうおそれがあるということがはっきりした以上、1日から使用を停止させないと、もし飛散していたら住民に害を与えてしまうから停止をさせましょうということで停止をさせました。そして、その間に正式に飛散度があるかどうか、アスベストの。これの検査をするように私の方から指示をさせていただきました。その検査が出てくるのが大体10日ごろという予定でございましたけれども、その間に新聞、さらにはテレビでまで放映されました。これはどういうことであれだけ大きく取り上げられたのか、私もちょっと理解ができないのでありますけれども、アスベスト、古い建物はほとんどの施設で使われております。ちなみに隣の古河市でも今大きな体育館がいまだに工事をされないで使用禁止になっております。ですから、それほど大きな私は問題とは思ってはいなかったのですけれども、たまたま新聞に大きく報道された。ほかの新聞も書かざるを得ないでしょうし、NHKまで連絡が行っていたというふうに私は思っているのですけれども、そういう中で取り上げられた。そういう意味では、対応が遅れたといえば申しわけないと思っておりますけれども、私はやっぱりはっきり検査の結果が出て、こういう状態ですよとってから住民の皆さんに報告する予定でございました。でないと、飛散していたか、しないかもわからないうちにアスベストがあるから体育館大変です、こういうことになりますということよりは、こういうおそれがあって調査をしたけれども、含まれてはりました。実際飛散はしておりません。住民の皆さん安心ですよということで報告をするべきだろうと思っておりました。ですから、その報告がおくれたことにつきましては、皆さんにもご理解をいただきたいと思えますし、ただ早目に情報を流すということは、一步間違うと非常な不安をあおることになります。それらも踏まえて、私は今後の報告にしても、やはりこういう状態ですと正確な段階で報告をさせていただきたいと、このように思っておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思えます。

6月7日の新聞の件というのは、多分一中の仮校舎の窓ガラスが割られた件だと思います。あれは学校で次の日の朝見て、すぐ警察に通報しました。そうしますと、どうしてもこれ新聞に出てしまうのですね。警察へ通報しますと直接記者クラブへ行ってしまうものですから。ですから、新聞が早かったということでもありますけれども、ただこれも普通ですと、確かに窓ガラスが割られた事件は過去にも何度もあります。確かに決していいことではありませんけれども、やはり今回は警察に通報したということで新聞に載ったわけですけれども、通常ああいう問題がありますと、今後の対応策も考えていかなければなりませんので、警察に通報するともう次の日の新聞は載ってしまいますから、皆さんに集まっていただいて報告する期間というのものないことも事実ですし、電話で一々窓ガラス割られましたと報告するのはいかがなものかと思っておりますけれども、その辺は議員さんの要望であれば、今後対応を考えていきたいと、このように考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと存じます。

10分休みがありましたので、私聞き漏れがあったかもしれませんが、再質問等ありましたら、またお答えをさせていただきます。

〔「合併、4年間のうちに……」と言う者あり〕

○町長（野村康雄君） 合併の件ね。合併の考え方ということでありますけれども、合併の考え

方については、もう再三申し上げさせていただいているつもりでありますけれども、坂東市、境、岩井、猿島の合併は、いわゆるしないということになりました。今意向調査で今月、たしか県の方からまた地方課長と合併推進室の方で見えられる予定になっております。それで、今合併の考え方について各市町長ですね、村はありませんから。それらの考え方を県でまとめて合併推進室の方で協議をしていくようでありますけれども、前に申し上げましたとおり、私としては新特例法の期限内に、でき得れば古河市、五霞町を含めて、坂東市も含めてという考え方でいかないといけないと思いますけれども、これらを推進する方向で、20万都市を目指して合併をしたいということ国にも申し上げたいと思っておりますし、関係機関にもそのような方向で話をさせていただいております。また、五霞の町長あるいは坂東市の市長、古河の市長ともお話をするのですが、坂東にしても古河にしても、今とてもそれどころではないのだよと。調整で目いっぱいなのだよと、今は二言でその話で終わってしまうわけなのですけれども、古河市の市長さんなんかやっぱり落ち着いたなら、それは当然そうなるべきであろうかなというふうな考え方も持っているようでありますので、それらに向けて今後鋭意努力をしまいたいと思っております。ただ、現実的には1年、2年のうちには難しいということは皆さん方もほぼお話、議員さんですからぜひ議員同士、坂東市の議員あるいは古河市の議員さんと話し合う機会があると思えます。そういう中でぜひ、いわゆる地域の合意といいますか、そういうものをやっぱりお互いにとっていく中でやっていかなければいけないと思っておりますので、私はそういう方向で今後も努力をしまいたいと思っておりますので、よろしくご理解をいただきたいと存じます。

以上、足りない面があったかと思っておりますけれども、答弁とさせていただきます。

○議長（齊藤政一君） 次に、教育長、針替……

〔「議長、みんな答えたから再質問の方でいいです」と言う者あり〕

○議長（齊藤政一君） ふれあいの里幼稚園について。

〔「大体みんな答えちゃったから」と言う者あり〕

○議長（齊藤政一君） よろしいですか。では、ただいまの答弁に対し再質問ありますか。

14番、齊藤政雄君。

○14番（齊藤政雄君） できれば教育長の見解の方が一番よかったのですが、町長が全部答えていただきましたので、わざわざ聞くこともないので、ただ町長が言うように、地方債借金とか、アスベストについても、町長の言っていることと我々議会の方に説明来る話が全然違うのですね。このいずみ保育園のやつも、担当部長がいますけれども、来たときに、先ほど言いましたように、聞いた段階では何事わからないような状況で、後で今町長の話、答えを聞きますと、もう担当課と部長と町長と全部話し合っているのだと。であるのであれば、あのときに来たときに、こういった状況なので、議員さんの方でご理解いただきたいと言って補正にのせたいのだというならば、だれもこんなこと聞く必要ないのです。だから、そのところがかみ合いがちょっと、だれがこれがと言ってもしようがないのですけれども、実際町長が答えるときには議会の方には話通っていないとか、説明してあるのだとかという話ししますけれども、議会の方に来たときにはそういった説明来ない。アスベストでも町長、全く同じですよ。教育次長と来ましたが、ではどういうことなのだと言ったら、どういう指向でやるのだと言っても全然わかりませ

ん。それを、ではこれでは話にならないから、もう一回いろいろなことを検討してきて調べてきて皆さんに報告したいという形で来ているのです。だから、そういったところのあれが、町長が今答えているのと部長等が議会の方にこういうわけだからと来ているのが、今聞くと全く知っているのですね、部長も課長も。部長、次長も。それを議会に話す、議会に相談に、いわゆる相談の形で来たときは知らないと言うのです。だって、さっき言ったようにいずみ保育園のやつ、町長、我々も子育て支援事業の一環として民間でやりたいというのを、これはもう大いにいいと思うのです。県の補助がないという、なくなったのだと。だったら、町は何とか捻出しているのだと、これはいいことだなというふうにだれも思っていると思うのです。だけれども、説明に来た人が、当たり前でしょうと。出すのが当たり前でしょうと来るのであれば、何も議会に来なくて、そういう意向で来るのなら何も説明しなくていいのではないかなと思うのです。やっぱり議員さんにご理解をいただきたいと。一応県の補助もなくなったので、町がいわゆる地方債を使って、いわゆる借金ということになるけれども、そういった形で補助していくのでよろしくと言えば、だれも議員さんだって、そうですか、いいのではないですかということになると思うのですけれども。

あと、先ほど町長言いましたように、猿島小、静小の場合は統合によってという形なので、全校的には無理だという形になりますけれども、ただ、今の教育事情を見ますと、やはり子供たちが、一時は仕事している人たち、近くにいた人にあいさつをした方がいいのではないですかと、そういった形の中であいさつ運動とかやって、今こういった事情になったので、知らない人にはあいさつはしない方がいいとかって、その教育関係のいろいろな関係が、方向性が少し違っているから、別にバスを出すとか出さないというのではなくて、町長がバスは無理だと言えば無理で構わないのですけれども、ただ北部の人が、桐ヶ作の人が言っていたように、やはり地域の人は地域の子供たち歩くというのは、これは理想ですけれども、ただ子供を持つ親として、今小学1年生の子供が伏木北部から歩いていく。その親に3歳か1歳ぐらいの子供たちがいたときに、またこの子が、過疎化と言っては怒られてしまいますけれども、伏木北部にしても人口がどんどん、どんどんふえるようなところであれば別ですけれども、人口がふえないという形が、それは1人や2人はふえますけれども、世帯数で大体わかりますからね。内門新田にしても40戸の部落で新しい人が結婚しない限りはそこに子供は生まれないわけですから、そういったことを見ると、やはり将来的にそういった形も考えてもいいのかなという。ただ町長も、なぜ合併をまた聞きましたというと、町長は合併はとりあえずできなかったことに対して、これはしょうがないと思うのですけれども、終わったことですから。ただ、この先合併というのが何年後あるかわからないわけです、実際は。する、しないは別としても。そうすると、やはり町長の子育て支援事業で幾ら子供たちに英語教えたり何だかんだやっても、不安というのはどこかに残るわけです。そういったことを考えたときに、やはり町としてもそういったことも考えていこうか、考えるべきかなというのを町長に聞くのではなくて、教育者の立場として、その方から聞いた方が新たな考え方としていいかなと思いましたので聞いたのですけれども、とりあえず町の一番職権、いろいろな形持っているのは町長ですから、出せないということであればそれでいいと思いますけれども、ただ1点だけ、先ほど言いましたいずみ保育園の、町長はもう3者で、3人、4人で話し合っ

いて、わかっていることなのだと。担当部長が上へ上がってきたときには、まだそこまで話が行っていないという感じに聞こえたので、もう一回担当へ戻って話をして議会の方に話をしたらいいかなものかなという形で部長も帰ったと思うのです。それが今回の補正にぱっとのってきたから、これはやはり我々も町長も同じ選挙をしている人、我々も選挙をしている人間、やっぱり住民の代表としてそういうところというのははじめをつけておかないといつになっても、町長に質問すると、町長はこうです、ああですと答えてくれる。だけれども、担当の方から説明に来たときには、まだ結論が出ていないのですと言われたのでは、そこら辺のところのかみ合わせがちょっと今のところおかしいかなと思ひまして、今回質問をしたわけでありますので、そのところだけ町長にお答えを。

○議長（齊藤政一君） ただいまの再質問に対し答弁を求めます。

町長、野村康雄君。

○町長（野村康雄君） この補助金については、先ほども申し上げましたが、非常に本当にちょっと誤解をしてしまう。その心の問題一つでどうにでも解釈できるという、そういう問題があったのです。ですから、私自身も正直言って、当初はいずみの園長さんが来たときに、町はこういう方針ですから500万の範囲でお願いしますよと話しました。ただ、国や県の対応がそういうことであれば、もう一度よく調査して、もう一回返事をさせていただきますという形で、そのときは帰っていただいたのですけれども、その後担当部長、課長を含めてやっていく中で、これはやっぱり境町としても援助してやって子育て支援、保育所の充実に努力をしていただく必要があるだろうという判断をさせていただきました。今60人の定員が90人になりますから、30人定員がふえることになります。境町は恐らく待機者というのはほとんど今少ないと思ひますけれども、ただ預かり保育であるとか休日保育であるとか、こういうものは私立の方が早くやっていただける傾向にありますので、そういうものも全部、子育て支援センターから全部やっていただけるということの中で、やはり町としても当然出すべきだろうと判断をさせていただきました。説明の仕方、浅野部長が多分したのだと思ひますけれども、浅野部長、さらには福祉課長、担当者含めて私はそのときもよく説明したのです。これは一歩考え方の持ち方一つ違うと誤解を招いてしまって難しい問題だよと。私がこういう質問をしたらどうするのだから正直言ってお話をさせていただきました。それでも皆さんに理解をしていただく説明が部長にできなかったと言われることになるかと思ひますけれども、口の、話のうまい人、説明のしやすい方、人間それぞれ特徴がありますので、部長なり課長なりが十分な説明をしていただけなかったということであれば、私の方から議員さんに改めておわびを申し上げたいと思ひますし、今後そういうことのないように十分注意をしてまいりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

○議長（齊藤政一君） ただいまの答弁に対し再々質問ありますか。

14番、齊藤政雄君。

○14番（齊藤政雄君） 今町長から答えてもらったように、やはり我々も、さっき町長言うように、疑ったり何だかんだというのではなくて、やはり冷静になって、どの議員さんも冷静になっていろいろ聞きたいというのは、これは本音でありますので、先ほど言いましたアスベストの件も同じ、このいずみ保育園も同じという形で、あとちょっと幼稚園のことなのですからけれども、幼

稚園の園長制度，こういった形も知っている人は知っているのです。結局，園長制度が，今町長答えたようにいろんな形で必要なのだというのであれば，だけれども，知らない人からすると，一般の声として町長，天下りだろうという声もあるのです。学校長がやったのが，今度はふれあいの里幼稚園の園長だと。そういった声もあるから，そういうところもやっぱりある程度いろんな形で，先ほど言いましたように我々議員も住民の代表でありますので，そういった知っている，知らないは別としても，声というのがいろいろな方向に聞こえてしまうと，町長，せっかく野村町長がこれからいろいろな形で境町をしょって，そして野村色を出してもらいたいなということありますので，今後ともそういった面で説明できるようなところは説明をしていただければありがたいと思いますので，よろしくお願いします。

○議長（齊藤政一君） ただいまの再々質問に対し答弁を求めます。

町長，野村康雄君。

○町長（野村康雄君） お答えをさせていただきます。

天下りと言いますと大変聞こえが悪いといいますが，何か今あれですけども，再雇用制度という理解をしていただきますと，新たに園長を採用して職員としてやっていく場合は，正直申し上げまして年間にしますと数百万の人件費がかかってしまいます。ただ，幼稚園の園長は基本的に学校教諭の資格を持っていないとできません。ですから，民間人からというわけには，幼稚園の園長はできない規制になっております。そうしますと一番，学校の先生を経験した，校長先生を経験した方にやっていただく方が人件費も非常に安く上がりますし，指導力もすぐれているという面では，そういう形の中で採用をさせていただいております。一般の学校の先生の資格を持っている人を幼稚園の園長としたとすれば，それはそれで定年までお願いすることはできるので，そういうものを踏まえますと，校長先生を経験された方，そういう方にやっていただきますと再雇用という形でいきますと，先ほど申し上げましたとおり，私の人件費減らしてもいいですよというぐらい社会に貢献したいという気持ちの中で私はお手伝いをさせていただいているという，こういう解釈でおりますので，議員さんにもひとつ，もしそういう話がありましたら，あれは天下りではありません。再雇用という形でやはりその今までの経験を行政の中に生かしていただくという意味でお願いをしておりますので，ご理解のほどをお願いしたいと存じます。

○議長（齊藤政一君） これで齊藤政雄君の一般質問を終わります。